

改正 令和6年3月13日 原規技発第2403133号 原子力規制委員会決定

令和6年3月13日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程の一部改正について

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程（原規技発第2104216号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和6年3月13日から施行する。

別表 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 前項ただし書の許可を受けた発電用原子炉施設に対する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第 1306194 号。以下「実用炉技術基準規則解釈」という。)第 4 条から第 6 条まで(これらの規定を第 4 9 条から第 5 1 条までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。)及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原管 P 発第 1306193 号。以下「研開炉技術基準規則解釈」という。)第 4 条から第 6 条まで(これらの規定を第 5 1 条から第 5 3 条までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、<u>令和 1 1 年 4 月 1 9 日以後最初に当該発電用原子炉施設に係る法第 4 3 条の 3 の 1 6 第 1 項の検査が終了した日又は令和 1 1 年 4 月 1 9 日以後当該発電用原子炉施設の設置について最初に法第 4 3 条の 3 の 1 1 第 3 項の確認を受けた日のいずれか早い日までの間</u>(以下「経過措置期間」という。)は、これらの規定中「設置許可で確認した設計方針」とあるのは、「設置許可(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程(原規技発第 2104216 号)附則第 2 項ただし書の許可を除く。)で確認した設計</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 前項ただし書の許可を受けた発電用原子炉施設に対する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第 1306194 号。以下「実用炉技術基準規則解釈」という。)第 4 条から第 6 条まで(これらの規定を第 4 9 条から第 5 1 条までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。)及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原管 P 発第 1306193 号。以下「研開炉技術基準規則解釈」という。)第 4 条から第 6 条まで(これらの規定を第 5 1 条から第 5 3 条までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、<u>原子力規制委員会が別に定める日までは</u>、これらの規定中「設置許可で確認した設計方針」とあるのは、「設置許可(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程(原規技発第 2104216 号)附則第 2 項の許可を除く。)で確認した設計方針」とする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>方針」とする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>経過措置期間</u>に行われる次に掲げる認可及び確認</p> <p>イ <u>法第43条の3の9第1項又は第2項の規定による認可</u>（前項ただし書の許可で確認した設計方針に基づき行われる実用炉技術基準規則解釈第5条及び研開炉技術基準規則解釈第5条の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>(2) <u>前号ロの確認を受け、又は前号ロの確認について実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第17条第4号の指示を受けた発電用原子炉施設</u></p> <p>4 この規程の施行の際現に設置され又は設置に着手されている再処理施設（法第44条第2項に規定する再処理施設をいう。以下同じ。）に対するこの規程による改正後の再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「新再処理事業許可基準規則解釈」という。）<u>別記2第7条6（同規程第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和6年4月20日までの間は、なお従前の例による。ただし、令和6年4月20日までの間に行われる法第44条の4の規定による変更の</u></p>	<p>(1) <u>原子力規制委員会が別に定める日までに</u>行われる次に掲げる認可及び確認</p> <p>イ <u>法第43条の3の9第1項の規定による認可</u>（前項ただし書の許可で確認した設計方針に基づき行われる実用炉技術基準規則解釈第5条及び研開炉技術基準規則解釈第5条の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>(2) 前号ロの確認を<u>受けた</u>発電用原子炉施設</p> <p>4 この規程の施行の際現に設置され又は設置に着手されている再処理施設（法第44条第2項に規定する再処理施設をいう。以下同じ。）に対するこの規程による改正後の再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「新再処理事業許可基準規則解釈」という。）<u>別記2第7条の規定の適用については、令和6年4月20日までの間は、なお従前の例による。ただし、令和6年4月20日までの間に行われる法第44条の4の規定による変更の許可（新再処理事業許可基準規則解釈別記2第7条</u></p>

改正後	改正前
<p>許可（新再処理事業許可基準規則解釈別記2第7条の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>5 <u>前項ただし書</u>の許可を受けた再処理施設についての当該許可で確認した設計方針の取扱いについては、第3項の例による。</p>	<p>の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>5 <u>前項</u>の許可を受けた再処理施設についての当該許可で確認した設計方針の取扱いについては、第3項の例による。</p>